

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

残暑 お見舞い申し上げます

全国的に猛烈な暑さがつづいていますね。最高気温が35度以上となる「猛暑日」が今年も日常となつてい...



令和6年9月吉日

税理士法人 未来税務会計事務所 西田 尚史 片平 和代 他職員一同

地震の備えを準備しましょう

先月8月8日に起きた日向灘を震源とするM7.1の地震を受けて、気象庁は次の巨大地震に注意を呼びかける「南海トラフ地震臨...



南海トラフ巨大地震が起きる確率は今後30年以内に70%~80%とされており、政府はいつ大規模地震が起きてもおかしくないことを意識し、ふ...



南海トラフ地震 - その時の備え - 知ることであなたと大切な人の命を守る. Includes a checklist for earthquake preparation and a map of the region.

出展：内閣府 防災情報のページ

慰安旅行などの経費計上要件

従業員に対し、福利厚生の一環として、レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合、会社等が負担した費用が福利厚生費として認められるかどうかは、その旅行の内容を総合的に勘案して判定され...

【従業員レクリエーション旅行(例：慰安旅行)の場合】

その旅行の内容を総合的に勘案して、社会通念上一般に行われているレクリエーション旅行と認められるもので、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しないという『少額不追求』の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれも満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。



《要件》

- 1. 旅費が少額(1人当たり10万円以下)であること
2. 旅行の期間が4泊5日以内であること。
3. 旅行の参加人数が全体の人数の50%以上であること。

【研修旅行の場合】

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。しかし、直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されます。また、研修旅行の費用に会社の業務を行うために直接必要な部分と直接必要でない部分がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。例えば、次のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとはなりません。



- 1. 同業者団体の主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行
2. 旅行のあっせん業者などが主催する団体旅行
3. 観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

【福利厚生費として認められないもの】

以下のような旅行は、要件を満たしている場合であっても、従業員レクリエーション旅行には該当しません。そのため、福利厚生費としては認められず、その旅行に係る費用を給与や交際費などとして適切に処理する必要があります。

- ①役員だけで行う旅行
②一部の人のみで行う旅行(自己都合による欠席者がいる場合を除く)
③取引先に対する接待・供応・慰安等のための旅行
④実質的に私的旅行と認められる旅行
⑤従業員の家族が同伴する旅行



未来を語り 未来を創り 未来に残す。

家族分の旅費の全額が給与として課税されてしまいます。したがって、本人以外の家族分の旅費については、その従業員に実費を支払ってもらうようにしてください。

⑥金銭との選択が可能な旅行

自己都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

実施側も従業員側も不利とならないように、福利厚生費に該当するかどうか悩まれた場合は、**実施前**にぜひ担当者にご相談下さい。

森林環境税の徴収が始まっています

1人当たり年1千円の「森林環境税」が6月から始まっています。森林環境税は、パリ協定(気候変動問題に関する国際的な枠組み)の下に、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

徴収方法は、住民税の均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。森林環境税は国税なのですが、住民税と併せて徴収されるというちょっと変わった扱いになります。徴収した森林環境税は、一度国に納付された後に、その税収の税額が「森林環境譲与税」として、区市町村・都道府県に按分され譲与される仕組みになっています。

増税だが負担増ではない?

森林環境税という新たな税の導入で「増税か」と思われる方もいらっしゃるでしょう。平成25(2013)年度から令和5(2023)年度の10年間、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、都道府県民税500円、市区町村民税500円が加算されていましたから、この臨時的措置との入れ替わりに森林環境税が導入されるため、額面を見ると支払うべき税が増えるというわけではありません。

先行して譲与が行われているが...

令和元(2019)年度から、徴収する森林環境税に先駆けて、国庫から都道府県・市区町村には森林環境譲与税が配分されています。配分基準は「私有林や人工林の面積に応じて50%」「人口

に応じて30%」「林業従事者数20%」となっているため、森林とは縁遠い都市部の自治体にも多額の税金が配分されます。

出典：税理士法人タックス総研HP

第30回西親会ゴルフコンペを開催します!

味覚の秋・スポーツの秋・そして、ゴルフの秋が近づきました。本年も西親会のゴルフコンペを、下記の予定で開催致します。皆様ぜひ奮ってご参加ください。

お電話でも受け付けております ☎096-368-2030
※自社商品等を協賛頂ける企業様がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

日時 令和6年11月8日(金)
7:30現地集合 スタート8:00~
場所 チサンカントリークラブ御船
熊本県上益城郡御船町高木2721-2
☎096-282-3411
会費 3,000円
プレー代8,600円(昼食券付) ロッカー代別途330円
カートフィー別途550円



競技方法 ダブルペリア方式 ※詳しくは別紙にて

今月も無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時:「毎週水曜日 9:00~16:00の時間」

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜個別 無料相談
相続・贈与 開業支援 経営
096-368-2030

BEER☆RESTAURANT ODEN
ビアレストラン オーデン
熊本で味わう 世界が認める逸品に究極のビール
熊本市中央区下通にあるお店で、ビールの本場であるドイツを中心にベルギー・チェコ・イギリス・アジアの銘柄など世界各国の多種多様なビールを味わうことができます。またビールに合うハム・ソーセージなどの肉料理も絶品で、2006年世界最高峰の食肉加工品コンテスト「SUFFA」で銀賞を受賞した料理もお楽しみいただけます。ビールがおいしいこの季節、世界が認めた味わいを冷たいビールと一緒にぜひ一度ご賞味ください。

-営業案内-
(日、火~木曜日) 11:00~23:00 L.O.22:30
(金、土、祝祭前日) 11:00~24:00 L.O.23:30
定休日 月曜日※月曜が祝祭日の場合は翌火曜日860-0807
熊本市中央区下通1-9-8銀座ビル1F/2F
☎096-325-9230

ビアレストラン オーデン 検索

電子ニュース希望の方は k-chomatsuken@miraizeimu.com まで
製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所 〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/

人手不足対策は⇒老馬の智 (経験を積んだ年輩者は、それなりの知恵をもっているから意見を求めるのがよい)

日本の農産物高くても買ひましよう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)